

各種認定制度のご案内

協会けんぽ福岡支部

健康づくり優良事業所認定制度

認定要件を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」、特に取組が優良な事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定し、ロゴマークと認定証をご提供します。
《健康づくり実践アドバイザーがサポートします。(詳細はP.9)》



特典

- ロゴマークは名刺や広告等に使用することができ、従業員の健康に配慮している事業所として広くPRすることができます。
- ハローワークの求人票の特記事項に掲載することができ、ハローワーク内でも広報を実施しています。
- 西日本シティ銀行の「疾病保証付住宅ローン」をご利用いただけます(金利優遇)。

健康づくり優良事業所認定への要件

【健康づくり優良事業所】

- ①「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」への登録
- ②生活習慣病予防健診および事業者健診の受診率(40歳以上)が80%以上
- ③特定保健指導の利用
- ④健康保険委員の登録
- ⑤がん対策サポート企業の登録(福岡県に登録が必要)
- ⑥「取組実績報告書」の提出(P.7のStep⑤)

【健康づくり優良事業所ゴールド】

- ①「健康づくり優良事業所」の認定要件をすべて満たしていること
- ②生活習慣病予防健診受診率80%以上
- ③特定保健指導利用率50%以上
- ④「取組実績報告書」内の「ゴールド認定に関する評価項目」の回答結果

※要件は見直される可能性があります
要件の確認はこちら →



福岡県

県知事による優良事例の表彰

特に優良な取組を実施している事業所を県知事が表彰します。



経済産業省

健康経営優良法人認定制度

特に優良な「健康経営」を実施している中小企業等の法人を日本健康会議※が顕彰する制度です。「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として全国的にPRすることができます。

◇中小規模法人部門の認定を受けるには「保険者の健康宣言事業への参加」が必須です。宣言内容が基本モデルを満たしていない場合、中小規模法人部門の認定要件に該当しませんので、ご注意ください。

- 詳しくは、経済産業省ホームページをご覧ください。

健康経営優良法人

検索

※「日本健康会議」とは経済団体・医療関係団体・保険者・自治体が連携し、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ることを目的に組織された団体です。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 福岡支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒812-8670

福岡市博多区博多駅東1-17-1 コネクトスクエア博多8階

TEL:092-477-7250(代表)